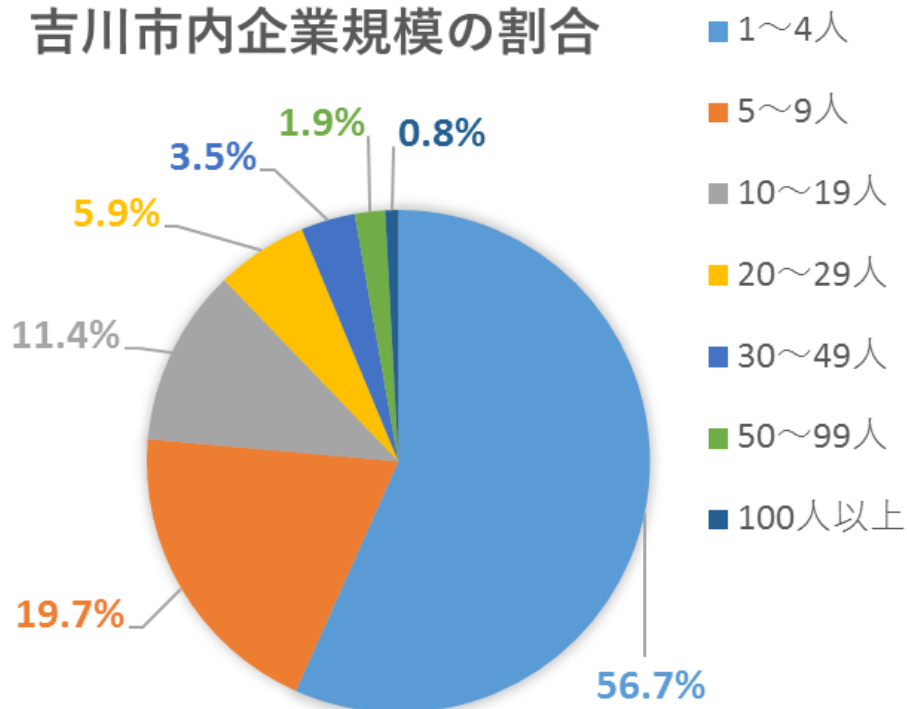


吉川市産業振興条例の 制定について

吉川市内企業規模

吉川市内企業規模の割合



【出典】平成26年経済センサス基礎調査より

- ◆ 従業員100人未満の企業が全体の99%以上
- ◆ 50人未満の企業でも全体の97%以上を占める

中小企業・小規模事業者が市の経済を担っている

【参考】

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

中小企業の振興に関する国の動向

年	内容
1999年 (平成11年)	中小企業基本法の改正 中小企業の多様で活力ある成長発展を基本理念とする
2009年 (平成21年)	中小企業金融円滑化法の制定 (リーマンショックによる景気後退対策)
2010年 (平成22年)	「中小企業憲章」の閣議決定 中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにする
2014年 (平成26年)	小規模企業活性化法の制定 震災復興支援に端を発し、小規模企業への支援施策を明確化
2014年 (平成26年)	小規模企業振興基本法の制定 成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づけ
2014年 (平成26年)	小規模企業振興基本計画の閣議決定 需要を見据えた経営の促進、新陳代謝(起業・創業)の促進、地域経済に資する事業活動の推進、等

2009年以降、中小企業・小規模企業を支援する体制の構築が活発になり、中小企業振興の気運が高まっている

県・他市町村等の動向

2002年に埼玉県は都道府県として初めて中小企業振興に関する基本条例「埼玉県中小企業振興基本条例」を制定、その後、産業集積地域を中心に各自治体での制定が続く

年	自治体	条例名
2005(H12)	八潮市	八潮市産業振興条例
2007(H19)	春日部市	春日部市商工業振興基本条例
2010(H22)	川口市	川口市中小企業振興基本条例
2011(H23)	戸田市	戸田市中小企業振興条例
2014(H26)	深谷市	深谷市産業振興条例
2015(H27)	川越市	川越市中小企業振興基本条例
2017(H29)	久喜市	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例

【備考】 県内63自治体の製造業数（カッコ内4名以上の事業所数、H26工業統計調査より）
1位:川口市(1453) 2位:さいたま市(970) 3位:八潮市(616) 4位:戸田市(485)
5位:川越市(472)・・・ 19位:吉川市(179)・・・

他自治体の振興条例の構成

	埼玉県					全国(人口10万人以下の市)				
	久喜市	川越市	深谷市	春日部市	八潮市	山形県 米沢市	富山県 南砺市	群馬県 館林市	千葉県 白井市	愛媛県 東温市
制定	H29.4.1	H27.3.17	H26.4.1	H19.9.25	H17.12.19	H27.4.1	H27.3.20	H26.3.25	H25.3.22	H25.3.21
前文	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○
目的	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条
定義	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条
基本理念	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条
市の責務	第5条	第4条	第4条	第4条	第4条 第5条	第4条	第5条	第4条	第4条	第5条
中小企業者の役割	第6条	第5条	第5条	第8条 *小売のみ	第6条	第5条	第6条	第6条	第5条	第6条
大企業等の役割	第8条	第7条				—	第8条	第8条		
商工会等団体の役割	第7条	第6条	第6条	第5条 第6条	第6条	第6条	第7条	第7条	第6条	第7条
金融機関等の役割	第7条	—	—	—	—	第6条	—	第11条	—	第9条
教育機関の役割	—	第8条	第7条	—	—	—	第10条	第10条	—	第8条
市民の役割	第9条	第9条	第8条	第9条	第7条	第7条	第9条	第9条	第7条	第10条
施策の方針	第4条	第10条	第4条	第10条	—	—	第4条	第5条	—	第4条
会議等推進体制	第10条	第11条	—	—	—	—	第11条	第12条	第8条	第11条
国・県等との連携	第5条	—	—	第11条	第4条	第4条	—	第4条	—	第3条 第5条
【参考】人口	15万人	35万人	14万人	23万人	9万人	8万人	5万人	8万人	6万人	4万人

吉川市産業振興条例の構成案

前文

第1条 制定の目的

第2条 用語の定義

第3条 基本理念

第4条 施策の方針（振興計画を包含する内容とする） ↓

第5条 市の役割（財政上の措置含む）

第6条 企業の役割（中小企業者の役割、大企業等の役割）

第7条 商工会等団体の役割

第8条 金融機関等の役割

第9条 教育機関の役割

第10条 市民の協力・役割

第11条 推進体制（「施策の方針」の実施体制について）

単なる理念条例となるのを防ぐため、吉川市経済のあるべき姿と、市が進めるべき施策を先に議論した上で、「施策の方針」として明文化する。（第5条以降も同様）

条例制定の進め方について

- ◆ 理念のみに留まらず、産業振興の方向性（具体的施策）を考慮して制定する。
- ◆ 産業振興条例検討委員会が中心となって策定を進める。
- ◆ 将来の経済発展の方向についての検討となるため、市内の経営者の意見も取り入れる。

産業振興条例検討委員会

課題の抽出、条例案の検討・方向性の決定

条文案の提示



条文案の検討依頼・修正指示



市が実務担当となり、条文案を作成

- ✓ 市内経営者意見等にヒアリング
- ✓ 必要に応じて調査・研究

今後の論点（キーワード）

企業の経営基盤の強化

経営革新（経営相談）
資金調達
技術力強化支援
新事業進出支援

人材の育成・確保

経営者育成（事業継承）
働き方改革の支援
求職者とのマッチング支援
インターンシップの充実
社会科見学の推進

地域の産業基盤の強化

産業集積・企業誘致
企業間連携推進
地域ブランド育成
インバウンド環境整備

販路の拡大

販路拡大(国内・海外)支援
地産地消支援

起業・創業の推進

遊休資産の活用
資金調達/経営の相談

産業振興の大枠としての方向性（条例の「基本施策」に記載）と、市の施策として進めるべき内容（基本計画）について議論を進める